総 務 委 員 会 資 料
平成 28 年 11 月 1 日提出

入札制度について

平成 28 年度　工事契約落札率別内訳表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ1

平成 28 年度　条件付き一般競争入札実施状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ2・3

平成 28 年度　変動型最低制限価格方式による入札実施状況　・・・・・・・・・・・・　Ｐ4

総 務 部　　契 約 課

平成28年度　工事契約落札率別内訳表（平成28年9月30日現在）

（設計金額130万円以上）

総務委員会資料
平成28年11月1日提出

落札率（%）	件数	契約金額総額（円）
７０未満	0	0
７０以上８０未満	0	0
８０以上９０未満	34	977,442,120
９０以上９３未満	0	0
９３以上９５未満	14	455,565,600
９５以上９７未満	8	975,473,280
９７以上９９未満	0	0
９９以上９９．３未満	0	0
９９．３以上９９．６未満	0	0
９９．６以上	10	5,572,839,960
合　　計	66	7,981,320,960
平均落札率	91.68%	

※随意契約を除く。
※災害復旧工事を除く。
※小数点第三位以下切捨て。

平成28年度　条件付き一般競争入札実施状況（平成28年9月30日現在）

総務委員会資料
平成28年11月1日提出

番号	工事名	工種 等級等	予定価格 （税抜き）	最低制限価格 （税抜き）	落札額 （税抜き）	落札率 %	申請者数	応札者数	最低制限価格 応札者数	入札日
1	出雲東13号線道路改良工事	土木Ⅳ （奇数）	5,802,000	5,025,000	5,025,000	86.60%	21	20 （失格1）	20	28.4.26
2	長尾京ケ迫線道路修繕工事	土木Ⅳ （偶数）	2,431,000	2,104,000	2,104,000	86.54%	24	24	24	28.4.26
3	（仮称）飯塚市立穂波東小中学校建設（4工区）工事	建築JV	817,230,000	728,151,000	780,000,000	95.44%	2	2	0	28.5.17
4	旧平恒小学校大規模改造（その1）工事	建築ＳⅠ	268,033,000	238,924,000	268,033,000	100.00%	3	2 （落除き1）	0	28.5.17
5	旧平恒小学校大規模改造（その2）工事	建築ＳⅠ	226,906,000	202,286,000	226,906,000	100.00%	3	1 （落除き2）	0	28.5.17
6	飯塚市立飯塚第一中学校自転車駐輪場整備工事	建築Ⅱ	15,094,000	13,507,000	13,507,000	89.48%	8	8	8	28.5.17
7	立岩小学校運動場等整備（その1）工事	土木Ⅰ	83,317,000	73,335,000	73,335,000	88.01%	18	17 （落除き1）	16	28.6.14
8	長楽寺団地公営住宅造成（2工区）工事	土木Ⅰ	74,868,000	64,700,000	64,700,000	86.41%	18	16 （落除き2）	16	28.6.14
9	長楽寺団地公営住宅造成（1工区）工事	土木Ⅰ 土木Ⅱ	64,435,000	54,887,000	54,898,000	85.19%	35	33 （落除き2）	変動型	28.6.14
10	若葉台団地5号線道路改良工事	土木Ⅳ （奇数）	2,140,000	1,852,000	1,852,000	86.54%	18	18	18	28.6.21
11	勝島・扇1号線道路修繕工事	土木Ⅳ （偶数）	2,610,000	2,261,000	2,261,000	86.62%	21	21	21	28.7.5
12	枝国・野添・若菜線道路修繕工事	土木Ⅳ （奇数）	1,930,000	1,671,000	1,671,000	86.58%	16	16	16	28.8.9
13	秋松橋修繕工事	土木Ⅰ 土木Ⅱ	68,250,000	58,146,000	58,149,000	85.20%	31	30 （辞退1）	変動型	28.8.16
14	金池用排水路改良工事	土木Ⅰ 土木Ⅱ	65,104,000	55,474,000	55,474,000	85.20%	32	28 （辞退3） （落除き1）	変動型	28.8.16
15	（仮称）飯塚市立鎮西小中学校建設（1工区）工事	建築JV	1,360,995,000	1,214,960,000	1,360,995,000	100.00%	2	2	0	28.8.23

平成28年度　条件付き一般競争入札実施状況（平成28年9月30日現在）

総務委員会資料
平成28年11月1日提出

番号	工事名	工種 等級等	予定価格 （税抜き）	最低制限価格 （税抜き）	落札額 （税抜き）	落札率 %	申請者数	応札者数	最低制限価格 応札者数	入札日
16	(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(2工区)工事	建築JV	884,989,000	790,472,000	884,989,000	100.00%	4	3 (落除き1)	0	28.8.23
17	(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(3工区)工事	建築JV	666,125,000	594,783,000	666,125,000	100.00%	4	2 (落除き2)	0	28.8.23
18	(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(4工区)工事	建築JV	656,900,000	586,480,000	656,900,000	100.00%	4	1 (落除き3)	0	28.8.23
19	(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(5工区)工事	建築JV	565,089,000	504,059,000	565,089,000	100.00%	4	1 (落除き3)	0	28.8.23
20	(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(校舎棟・電気設備)工事	電気JV	249,470,000	222,676,000	249,000,000	99.81%	2	1 (辞退1)	0	28.8.23
21	(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(体育館棟・電気設備)工事	電気JV	199,610,000	178,291,000	199,500,000	99.94%	1	1	0	28.8.23
22	(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(体育館棟・給排水衛生設備)工事	管(水道) JV	170,967,000	152,776,000	162,200,000	94.87%	6	6	0	28.8.23
23	蓮台寺川河川改修工事	土木Ⅱ	55,491,000	48,704,000	48,704,000	87.76%	19	18 (落除き1)	17	28.9.13
24	長楽寺団地公営住宅造成に伴う県道側溝改良工事	土木Ⅱ	43,609,000	37,521,000	37,521,000	86.03%	19	17 (落除き2)	17	28.9.13
25	立岩児童センター建設工事	建築Ⅰ	82,802,000	74,099,000	82,500,000	99.63%	1	1	0	28.9.13
26	平恒小学校仮設駐車場整備工事	土木Ⅳ (偶数)	2,282,000	1,970,000	1,970,000	86.32%	19	19	19	28.9.27
平　　均						92.39%	12.88	11.84	8.34	

※　災害復旧工事を除く。
※　小数点第三位以下切捨て。
※　最低制限価格応札者数の平均は、変動型最低制限価格対象工事を除いたもの。
※　変動型最低制限価格を下回ったことによる失格については、応札者数の失格には加えない。

平成28年度　変動型最低制限価格方式による入札実施状況　（平成28年9月30日現在）

総務委員会資料
平成28年11月1日提出

番号	工事名	工種 等級等	予定価格 （税抜き）	変動型 最低制限価格 （税抜き）	落札額 （税抜き）	落札率 %	申請者数	応札者数	最低制限価格を 下回った 失格者数	入札日
1	長楽寺団地公営住宅造成（1工区）工事	土木Ⅰ 土木Ⅱ	64,435,000	54,887,000	54,898,000	85.19%	35	33 （落除き2）	9	28.6.14
2	秋松橋修繕工事	土木Ⅰ 土木Ⅱ	68,250,000	58,146,000	58,149,000	85.20%	31	30 （辞退1）	10	28.8.16
3	金池用排水路改良工事	土木Ⅰ 土木Ⅱ	65,104,000	55,474,000	55,474,000	85.20%	32	28 （辞退3） （落除き1）	10	28.8.16
平　　均						85.19%	32.66	30.33	9.66	

※　災害復旧工事を除く。
※　小数点第三位以下切捨て。
※　落札率は、落札額を予定価格で除したもの。

飯塚市競争入札参加者格付基準

平成18年3月26日

告示第6号

（目的）

第1条　この告示は、市が発注する建設工事の競争入札に参加する市内業者の格付をするための基準を定めることを目的とする。

（定義）

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

（1）市内業者　法人の場合は、本店の登記所在地及び建設業許可所在地、個人の場合は、建設業等としての主たる営業所の許可所在地及び個人の住所が市内にあり、常駐の従業員、ファックス、電話、パソコン等の備品及び駐車場、資材置場等を有し、1年以上の営業の実態を有している者をいう。

（2）専門工事　建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に定める土木一式工事及び建築一式工事以外の26工種をいう。

（格付）

第3条　競争入札参加者の格付については、法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査により求められた数値（以下「客観点数」という。）に市長が別に定める主観的事項の評定の数値（以下「主観点数」という。）を加減した総合点数に基づき別表第1により格付するものとする。

2　格付時において、特定建設業の許可のない土木一式工事及び建築一式工事を希望する業者で総合点数が別表第1のⅠ等級に該当した場合においては、Ⅱ等級の格付とする。

3　前年度に競争入札参加資格申請書を提出していない者については、第1項の規定にかかわらず最下位に格付する。

4　前年度から引き続き競争入札参加資格申請書を提出した者が、前年度と異なる格付のある工種を希望した場合の格付については、第1項の規定にかかわらず、総合点数に基づき別表第1により格付される等級の直近下位に格付するものとする。

（主観点数算定方法）

第4条　主観点数は、次の方法により算定した点数とする。格付適用年度前直近1年間（前々年度2月から前年度1月末）に完成した工事の工事成績評定点

の平均値に基づき、別表第2により算出した点数を加減点数とする。なお、算出された加減点数（主観点数）については、当該工種に適用する。

（格付基準日）

第5条　競争入札参加者の格付基準日は、毎年4月1日とする。

（ＳＩ等級の位置付）

第6条　土木一式工事及び建築一式工事のＩ等級に格付された者の中で、格付基準点数を100点以上上回り、Ｉ等級の上位から2分の1までの者をＳＩ等級として位置付ける。

（その他）

第7条　第3条の規定にかかわらず、第2希望業者については、格付しない。

附　則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附　則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附　則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附　則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市指名業者格付基準の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附　則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附　則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附　則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附　則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附　則

この告示は、平成28年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

〔格　　付〕

<table>
<tr><th>等級</th><th>土木一式工事</th><th>建築一式工事</th><th>専門工事</th></tr>
<tr><td>Ⅰ</td><td>725点以上</td><td>710点以上</td><td rowspan="4">専門工事のうち以下の工事については、次のとおりとする。

電気工事
Ａ等級　705点以上
Ｂ等級　705点未満

管(水道)工事
Ａ等級　645点以上
Ｂ等級　645点未満

他の専門工事については、格付しない。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td><td>725点未満
720点以上</td><td>710点未満
575点以上</td></tr>
<tr><td>Ⅲ</td><td>720点未満
630点以上</td><td>575点未満</td></tr>
<tr><td>Ⅳ</td><td>630点未満</td><td></td></tr>
</table>

別表第2（第4条関係）

主観的事項の評定基準

<table>
<tr><th>加減</th><th colspan="3">減点（－）</th><th>加減点なし</th><th colspan="3">加点（＋）</th></tr>
<tr><td>工事成績評定平均値</td><td>55点未満</td><td>55点以上
60点未満</td><td>60点以上
65点未満</td><td>65点以上
80点未満</td><td>80点以上
85点未満</td><td>85点以上
90点未満</td><td>90点以上</td></tr>
<tr><td>加減点数</td><td>15</td><td>10</td><td>5</td><td>0</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr>
</table>

飯塚市建設工事条件付き一般競争入札実施要領

平成 20 年 6 月 27 日
飯塚市告示第 101 号

(趣旨)

第 1 条　この告示は、飯塚市が発注する建設工事に係る条件付き一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条　一般競争入札の対象となる建設工事は、次に掲げるもの(設計金額が 130 万円以上のものに限る。)とする。

(1)　土木一式工事

(2)　建築一式工事

(3)　市内業者で履行不可能な工事

(4)　特定建設工事共同企業体による施工が適当と認められる工事

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、一般競争入札の対象としない。

(1)　緊急施工を要する工事

(2)　前号に掲げる工事のほか、市長が必要と認める工事

(入札の公告)

第 3 条　市長は、一般競争入札を実施しようとするときは、飯塚市契約規則(平成 18 年飯塚市規則第 61 号。以下「契約規則」という。)第 9 条第 1 項各号に掲げる事項を公告するものとする。

(入札参加資格)

第 4 条　契約規則第 5 条に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1)　地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項の規定による制限を受けていないこと。

(2)　建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 3 条第 1 項の規定による許可を受けて、建設業を営んでいること。

(3)　法第 27 条の 23 第 1 項の規定による審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていること。

(4)　飯塚市有資格者名簿に登載されていること。

(5)　飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成 19 年飯塚市告示第 28 号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

2　前項に掲げるもののほか、工事ごとに必要な資格は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　本店、支店及び営業所等の所在地に関すること。

(2)　等級区分に関すること。

(3)　工事に必要な資格及び経験を有する技術者の配置に関すること。

(4)　手持ち工事に関すること。

(5)　特定建設業の許可に関すること。

(6)　経営事項審査結果に関すること。

(7)　同種工事の施工実績に関すること。

(8)　特定建設工事共同企業体に関すること。

(9)　前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（入札参加資格確認申請書等の提出）

第5条　市長は、一般競争入札に参加を希望する者があるときは、当該入札参加希望者に対し、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出を、特定建設工事共同企業体によるものにあっては、申請書、配置予定技術者調書、特定建設工事共同企業体結成届等の提出を求めるものとする。この場合において、必要に応じ、同種工事施工実績調書の提出を求めるものとする。

2　申請書等の提出期限は、規則第7条に規定する公告の日の翌日から起算して10日以内とする。

3　申請書等は、持参に限り受け付けるものとする。

4　市長は、必要に応じ、第1項に規定する書類の内容を証明するための書類を添付資料として求めるものとする。

5　提出期限後における申請書又は資料の差し替え又は再提出は、認めないものとする。

(参加資格の確認)

第6条　入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。

2　市長は、入札参加資格がないと決定した者に対し、前項の提出期限日から起算して3日以内に文書によりその理由を併せて通知するものとする。

(入札参加資格がないと決定した者に対する理由の説明)

第7条　入札参加資格がないと決定された者は、前条第2項の通知を受けた日から起算して3日以内に書面により、その理由について説明を求めることができる。

2　市長は、前項の規定により説明を求められたときは、2日以内に書面により回答するものとする。

(事後審査方式による参加資格の確認等)

第8条　市長は、入札参加資格の確認を開札終了後に実施する方式で行う場合は、その旨を当該入札公告において明示するものとし、申請者は、申請書の提出を要しないものとする。

2　前項に規定する場合において、市長は、開札終了後に予定価格の範囲内で最も低い金額で入札した者(最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者とする。以下「落札候補者」という。)から必要書類の提出を求め、直ちに入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格があると認めたときは、当該落札候補者を落札者とする。

3　落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、当該落札候補者の次に低い金額で入札した者(以下「次順位入札者」という。)の入札参加資格の有無の確認をし、次順位入札者に入札参加資格があると認めたときは、当該次順位入札者を落札者とする。

4　次順位入札者に入札参加資格がないと認めたときは、前項に規定する方法を落札者が決定するまで繰り返すものとする。

(準用規定)

第9条　草刈・伐採委託業務（土木一式工事業者対象のものに限る。）については、この要領を準用する。ただし、第2条第1項に規定する設計金額は50万円以上とする。

(補則)

第10条　この告示に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附　則

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附　則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

飯塚市建設工事条件付き一般競争入札実施要領運用基準

平成 20 年 6 月 27 日
飯塚市告示第 102 号

第 1 条　この告示は、飯塚市建設工事条件付き一般競争入札実施要領の取扱いについて定めるものとする。

第 2 条　入札参加資格の取扱いについては、次のとおりとする。

(1)　本店、支店及び営業所等の所在地に関する要件については、原則として飯塚市内に本店があることを条件として設定する。ただし、市内業者で履行不可能と認められる工事については、準市内業者(市内に建設業の許可を得た営業所等を有し、その営業所等に入札及び契約の締結等の委任行為を行っている者)、市外業者の順に参加要件を設定する。

(2)　等級区分に関する要件については、土木一式及び建築一式工事の場合において、原則として別表に規定する設計金額に対応する等級に格付された者を条件として設定する。ただし、SI 等級区分の工事において、対象業者数が 1 者となる場合には、I 等級業者も条件として設定する。

(3)　手持ち工事に関する要件については、手持ち工事がある業者は、原則として入札に参加できないように条件として設定する。ただし、入札参加資格確認申請書提出期限日の前日（事後審査方式で行う場合は、入札日の前日）までにしゅん工検査に合格している場合又は飯塚市建設工事請負指名運用基準第 3 条第 1 項第 2 号に該当する場合は、この限りでない。

(4)　経営事項審査結果(総合点数)に関する要件については、原則として、準市内業者、市外業者を対象とする場合に条件として設定する。

(5)　同種工事の施工実績に関する要件については、施工にあたり高度な技術力、経験が必要な場合は条件として設定する。

(6)　第 2 希望業者の参加に関する要件については、告示日において第 1 希望の参加可能業者が 1 者以下の場合又は入札参加資格確認申請書提出期限日において申請書提出業者がいなかった等で入札を中止した場合で、再度、同条件で告示する場合に条件として設定する。

附　則

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附　則

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附　則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附　則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附　則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

等級		土木一式工事	建築一式工事
Ⅰ	ＳⅠ	30,000万円未満 6,000万円以上	30,000万円未満 6,000万円以上
		15,000万円未満 6,000万円以上	15,000万円未満 6,000万円以上
Ⅱ		8,000万円未満 3,000万円以上	8,000万円未満 800万円以上
Ⅲ		4,500万円未満 800万円以上	1,200万円未満 130万円以上
Ⅳ		1,200万円未満 130万円以上	―

備考

1　金額は、設計金額（税込み）とする。ただし、Ⅰ等級の項中「15,000万円」の部分を除く。

2　Ⅰ等級の項中「15,000万円」の部分は、予定価格（税込み）とする。

飯塚市建設工事指名競争入札参加者指名基準

平成18年3月26日

告示第7号

（趣旨）

第1条　この告示は、建設工事の指名競争入札参加者の指名について、その適正を期するため、必要な事項を定めるものとする。

第2条　指名競争入札に付そうとするときは、別表第1に規定する設計金額（税込み）（以下「設計金額」という。）に対応する等級の有資格者のうち上位から順に別表第2に規定する業者数を指名選考するものとする。

2　当該工事の等級区分に対応する業者数が不足するときは、前項の規定にかかわらず飯塚市建設工事請負指名運用基準（平成18年飯塚市告示第8号）で定めるほか、業者選考委員会において指名選考することができる。

3　専門工事において、特定建設業の許可を受けてない業者は、設計金額が7,000万円以上の工事については、これを指名しないものとする。ただし、工事の内容によってはこれによらないことができる。

4　専売、特許その他特別の技術、資材等を要する契約については、前3項の規定によらないで指名することができる。

第3条　指名競争入札参加者に指名しようとするときは、次に掲げる事項を勘案しなければならない。

(1)　信用状態

(2)　不誠実な行為の有無

(3)　工事の実績及びその適正能力

(4)　手持ち工事の有無

(5)　当該工事に対する適応性

2　暴力団関係者として、警察等捜査機関又は関係官庁からの通知があり、指名の対象とすることが適当でないと認められる者は、指名しないものとする。

第4条　指名選考の順位等必要な事項については、飯塚市建設工事請負指名運用基準に定める。

第5条　削除

第6条　契約の適正な履行を確保するため、また、不良不適格業者を排除するため、別に定めるところにより指名停止又は指名保留を行うことができる。

第7条　その他指名競争入札参加者の指名に関し、市長が特に必要と認めるときは、この基準にかかわらず指名すること又は指名しないことができるものとし、この条項を適用した場合は、その理由を公表するものとする。

附　則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市建設工事指名競争入札参加者指名基準の規定は、平成21年4月1日から適用する。

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

この告示は、告示の日から施行する。

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

等級		土木一式工事	建築一式工事	等級	専門工事
Ⅰ	ＳⅠ	30,000万円未満 7,000万円以上	30,000万円未満 7,000万円以上	A	30,000万円未満 1,000万円以上
		15,000万円未満 7,000万円以上	15,000万円未満 7,000万円以上	B	1,000万円未満 130万円以上
Ⅱ		7,000万円未満 4,000万円以上	7,000万円未満 1,000万円以上		
Ⅲ		4,000万円未満 1,000万円以上	1,000万円未満 130万円以上		
Ⅳ		1,000万円未満 130万円以上			

備考

1　金額は、設計金額（税込み）とする。ただし、Ⅰ等級の項中「15,000 万円」の部分を除く。

2　Ⅰ等級の項中「15,000 万円」の部分は、予定価格（税込み）とする。

別表第2（第2条関係）

等級	土木一式工事	建築一式工事	等級	専門工事
ＳⅠ	10者以上	10者以上	A	7者以上
Ⅰ	10者以上	10者以上	B	6者以上
Ⅱ	10者以上	10者以上		
Ⅲ	10者以上	10者以上		
Ⅳ	10者以上			

飯塚市建設工事請負指名運用基準

平成18年3月26日

告示第8号

（目的）

第1条　この告示は、指名基準のより一層の具体化・明確化を図り、指名における透明性、公平性及び競争性を確保することを目的とする。

（業者の選考）

第2条　業者の選考の順位は、原則として、次のとおりとする。

第1順位　第1希望工種の市内業者

第2順位　第2希望工種の市内業者

第3順位　準市内業者（市外業者で市内に建設業の許可を得て、1年以上の営業実績のある営業所等を有し、その営業所等に入札・契約の締結等の委任行為を行っている業者をいう。）

第4順位　市外業者

2　土木一式・建築一式工事の選考については、次のとおりとする。

(1)　土木一式工事のうち「SⅠ」、「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」等級工事及び建築一式工事のうち「SⅠ」、「Ⅰ」、「Ⅱ」等級工事については、等級内業者の中から飯塚市建設工事指名競争入札参加者指名基準（平成 18 年飯塚市告示第 7 号。以下「指名基準」という。）第 3 条第 1 項に定める事項を勘案し適合するものすべて指名する。ただし、指名基準第 2 条で定める業者数に不足する場合で、「SⅠ」等級工事のときは「Ⅰ」等級の指名回数の少ない上位から、「Ⅰ」等級工事のときは特定建設業の許可のある「Ⅱ」等級の指名回数の少ない上位から、土木一式工事のうち「Ⅱ」等級、「Ⅲ」等級工事及び建築一式工事のうち「Ⅱ」等級工事のときは直近上位等級の指名回数の少ない下位から同条で定める業者数を満たすまで順に選考し指名を行う。

(2)　土木一式工事のうち「Ⅳ」等級工事及び建築一式工事のうち「Ⅲ」等級工事については、指名基準の範囲内で 10 者とする。ただし、土木一式工事のうち「Ⅳ」工事等級及び建築一式工事のうち「Ⅲ」等級工事で指名基準 10 者に不足する場合は、直近上位等級の指名回数の少ない下位から 10 者まで順に選考し指名する。

(3)　前 2 号の場合において、なお同条で定める業者数に不足する場合は、該当する等級の総合点数を持つ第 2 希望業者の指名回数の少ない上位から 10 者まで順に選考し指名する。ただし、第 2 希望業者を含めて選考しても同条で定める業者数に不足するときは、この限りでない。

3　専門工事の選考については、次のとおりとする。

(1)　電気・管（水道）工事については、等級内業者のうち指名基準第3条第1項に定める事項を勘案し、適合するものすべて指名する。ただし、「A」等級

工事で指名基準第2条で定める業者数に不足する場合は、「Ｂ」等級の指名回数の少ない上位から同条で定める業者数を満たすまで選考し、「Ｂ」等級工事で同条で定める業者数に不足する場合は、「Ａ」等級の指名回数の少ない下位から同条で定める業者数を満たすまで順次指名を行う。

(2)　前号の場合において、なお指名基準第2条で定める業者数に不足する場合は、該当する等級の総合点数を持つ第2希望業者の指名回数の少ない上位から同条で定める業者数を満たすまで順次指名を行う。

(3)　第1号の2工種以外については、指名基準第3条第1項に定める事項を勘案し第1希望業者のみを全て指名する。この場合において、第1希望業者が落除き、手持ち等により1者となったときは、第2希望業者の指名回数の少ない総合点数の上位業者から指名基準第2条で定める業者数を満たすまで選考し、競争の確保を図るものとする。ただし、第2希望業者を含めて選考しても同条で定める業者数に不足するときは、この限りでない。

(4)　第1希望業者が落除き、手持ち等により1者未満となったときは、第2希望業者で適合する者を全て指名する。

(5)　前各号の場合において、市内の第2希望業者を含めて選考しても1者となるときは、準市内業者、市外業者の順に同条で定める業者数を満たすまで選考し、競争の確保を図るものとする。

（その他の調整）

第3条　手持ち工事の取扱いについては、次のとおりとする。

(1)　手持ち工事がある業者については、原則として選考の対象としない（選考の対象とするのは、前の週の金曜日までにしゅん工検査したものとする。）。

(2)　災害復旧工事で、130万円以上(設計金額)については、災害復旧工事の選考において手持ち扱いとするが、手持ち工事としては取り扱わない。

(3)　伐採及び草刈委託で、50万円以上（設計金額）については、伐採及び草刈委託の選考において手持ち扱いとするが、手持ち工事としては取り扱わない。

(4)　建築一式工事に係る分離分割発注を行うに当たり、1,000万円（設計金額）未満の電気、管（水道、空調）工事等の発注において、本体建築工事の工期と同一としなければならないことにより工期が著しく長期にわたり、手持ち工事認定期間として不適当であるときは標準的な工期に30日を加算した期間を超える工期については手持ち工事扱いとしないものとする。

2　指名回数の調整については、手持ち工事がある場合に指名順位が来たときは1回の指名とみなし、以後の選考を行うものとする。

3　役員が重複している等、関連会社と認められる場合には、いずれかのうち1者

を除き指名しないことができる。

（新規業者の取扱い）

第4条　土木一式、建築一式工事以外の新規業者については、各課発注の130万円未満（設計金額）の工事等を2回程度完工し、工事実績確認表により意見を聴取し、問題がなければ130万円以上（設計金額）1,000万円未満（設計金額）の工事に指名する。なお、当該年度内に各課発注の工事等を2回程度完工できなかった場合でも、翌年度からは130万円以上（設計金額）の工事に指名するものとする。

（準市内業者の取扱い）

第5条　準市内業者の舗装工事希望業者については、第2条第3項第2号の規定にかかわらず市内業者の指名回数の2分の1を限度として指名することができる。ただし、新規業者については、この限りでない。

（市外業者の取扱い）

第6条　市外業者については、市内業者で技術的に対応できない工事、市内業者で業者数を確保できない工事において選考の対象とする。業者の選考については、原則として次のとおりとする。

(1)　市内業者で技術的に対応できない工事

設計金額相当以上の実績のある業者を指名回数を考慮して客観点数上位から選考する。また、原則として業者数については、指名基準の範囲内で、設計金額1,000万円以上（税込み）の場合は11者、設計金額1,000万円未満（税込み）の場合は8者とする。

(2)　市内業者で業者数を確保できない工事

客観点数が市内の下位業者以上の点数の業者で、設計金額相当以上の実績のある業者を指名回数を考慮して客観点数上位から選考する。

附　則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市建設工事請負指名運用基準の規定は、平成21年4月1日から適用する。

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

飯塚市立地適正化計画策定までのスケジュール

総務委員会資料
平成28年11月1日提出

（1）計画策定までのスケジュール（5月時点）

●計画素案を5月31日に公表　　→市民意見募集、市民懇談会開催（～7月下旬）
●計画案を8月下旬に公表（予定）→区域設定に関する市民意見募集（～9月下旬）

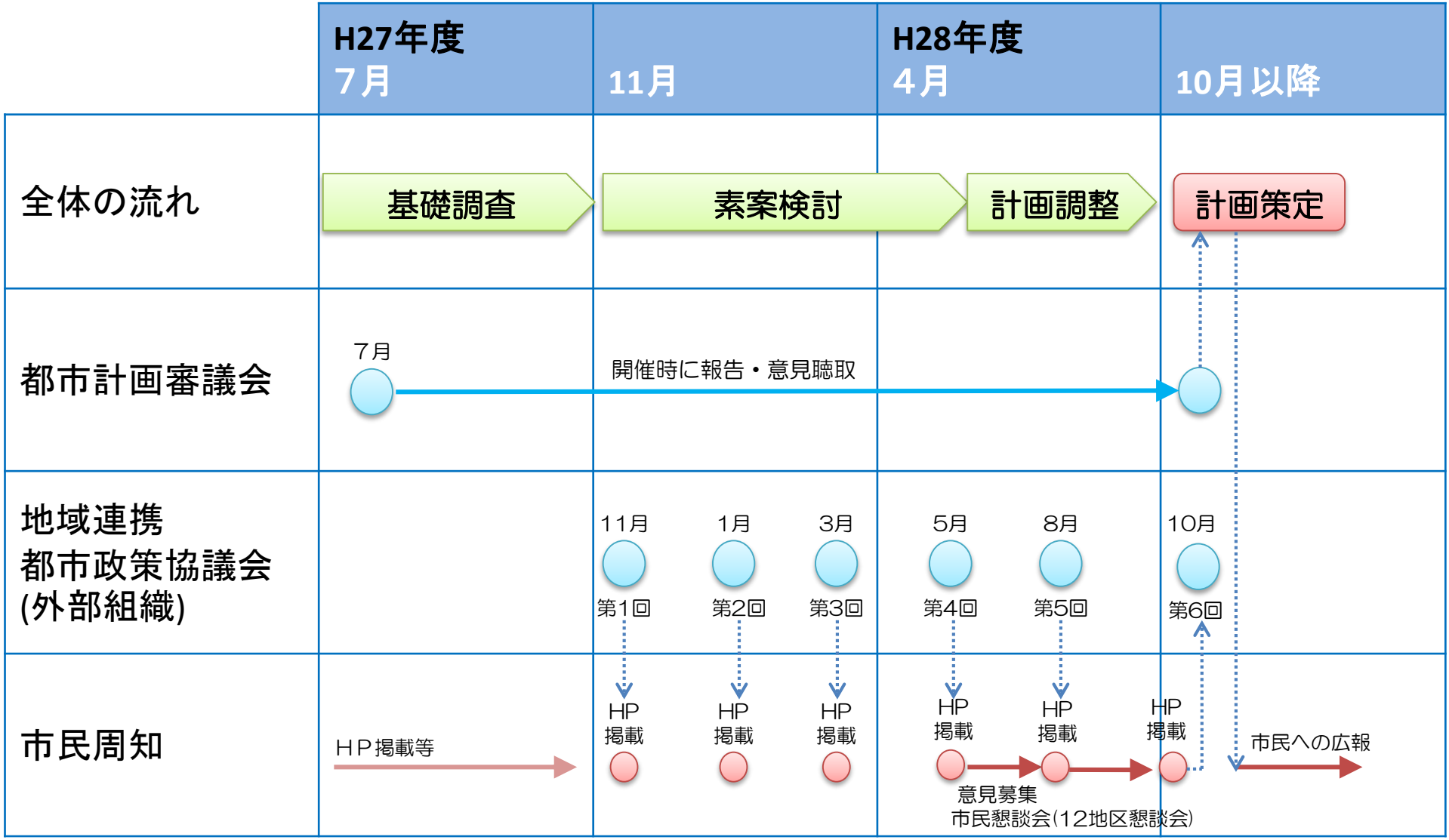

(2)計画策定までのスケジュール（修正案）

●計画素案を5月３１日に公表　→市民意見募集、市民懇談会開催（～７月下旬）
●計画案を9月12日に公表　→区域設定に関する市民意見募集、市民説明会開催（～11月上旬）

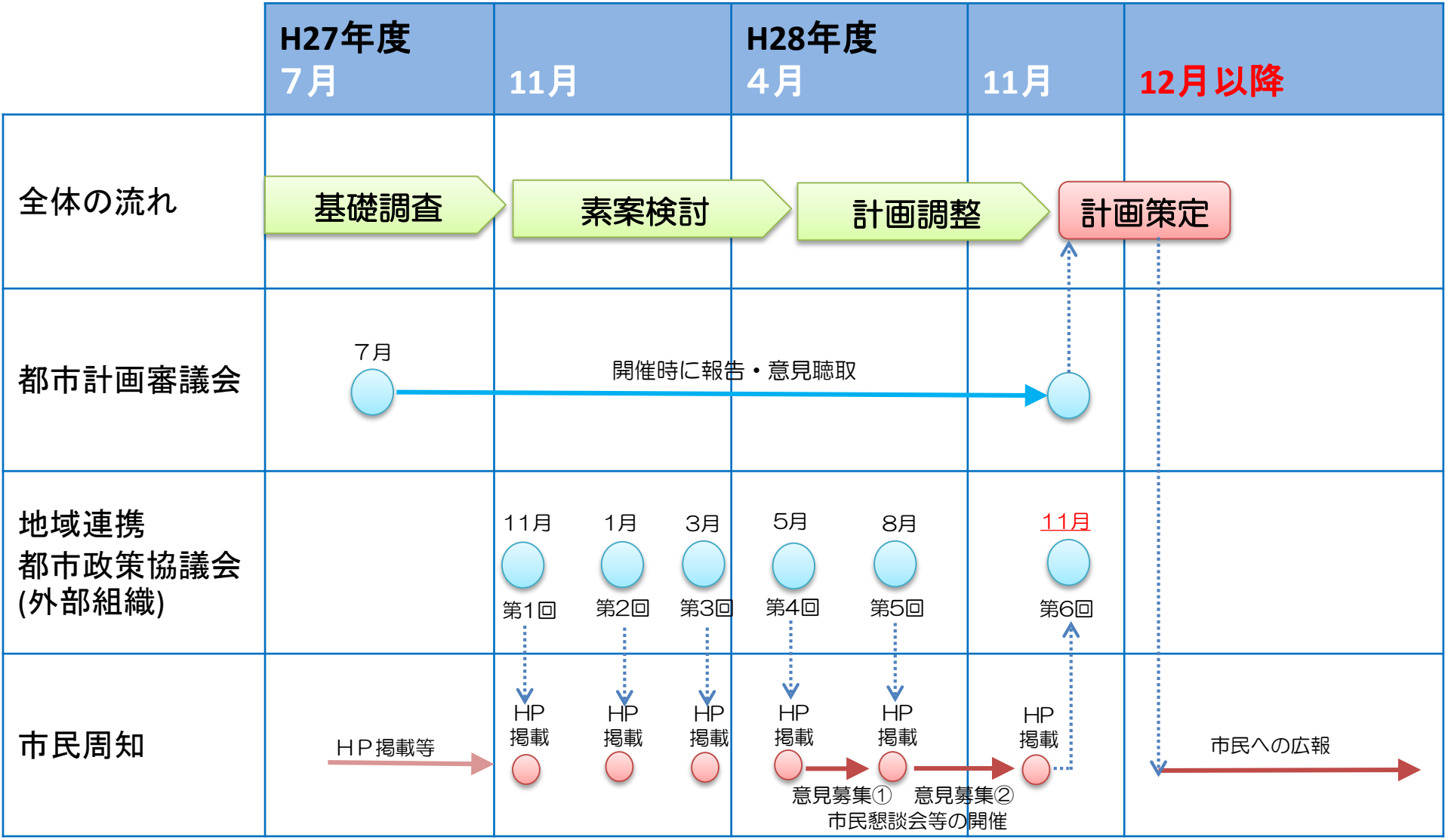

＊計画の公表により、居住誘導区域外での開発行為等が飯塚市への届出の対象となるため、公表日（告示日）は平成29年3月31日、計画の運用開始を4月1日とする。

写

平成 28 年 10 月 26 日

飯塚市長　齊　藤　守　史　様

飯塚市総合計画審議会
会長　安　永　卓　生

第 2 次飯塚市総合計画基本構想(案)等について（答申）

平成 28 年 6 月 1 日付け 28 飯企総第 33 号で諮問のありました第 2 次飯塚市総合計画について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申いたします。

近年、少子高齢化や人口減少が進行し、社会経済情勢が大きく変化する中で、来年度からの総合計画には時代の変化や新たな課題に柔軟かつ適切に対応することが求められています。

このため、人口減少の克服と地方創生を推進する上で、子育て支援の充実をはじめ、周辺地域と連携を図りながら、安心して暮らせる地域の形成に努められるとともに、飯塚市の魅力ある地域資源や強みを市内外に積極的に情報発信することで、まちのブランド化に取り組み、産業の振興、交流人口の拡大や定住人口の増大に繋げるなど、スピード感ある行財政運営を進めることを望みます。

「人が輝き　まちが飛躍する　住みたいまち　住みつづけたいまち　～共に創り　未来につなぐ　幸せ実感都市　いいづか」の実現に向けて、基本構想で定めた基本理念を積極的に市民に周知し、市民、各種団体、ＮＰＯ、事業者等と行政が一丸となってまちづくりに取り組む地域社会が形成されることを期待します。

記

1　審議の結果

第 2 次飯塚市総合計画基本構想(案)等については、別添案のとおり策定されることが適当であると判断します。

2　審議の経過

本審議会は平成 28 年 6 月 1 日を初回とし、全 5 回の会議を開催し、慎重に審議いたしました。概要は次のとおりです。

回	開催月日	開催場所	審　議　の　内　容
1	6月1日	飯塚市役所	(1) 第2次飯塚市総合計画策定方針及び策定スケジュールについて (2) 第2次飯塚市総合計画策定経過報告について (3) 第2次飯塚市総合計画(素案)について
2	7月6日	立岩公民館	(1) 序論・基本構想について (2) 基本計画(素案)第1章～第4章について
3	8月2日	飯塚市役所	(1) 序論・基本構想について (2) 基本計画(素案)第1章～第4章について (3) 基本計画(素案)第5章～第7章について
4	9月7日	飯塚市役所	(1) 序論・基本構想について (2) 基本計画(素案)第1章～第4章について (3) 基本計画(素案)第5章～第7章について
5	10月19日	飯塚市役所	(1) 第2次飯塚市総合計画基本構想(案)等の答申(案)について

3　飯塚市総合計画審議会委員

会　　長	安永　卓生
副会長	逢坂　忠男
委　　員	河　　知延
委　　員	三木　一司
委　　員	渡辺　康臣
委　　員	多田　憲昭
委　　員	高本　則幸
委　　員	樋口　繁秀
委　　員	玉置　一貴
委　　員	荒川　文江
委　　員	安永　勝利
委　　員	濵﨑　安司
委　　員	松本　優治
委　　員	前田　恵理
委　　員	松井　綾二
委　　員	大塚　政信
委　　員	林　　京子
委　　員	山本　英彦
委　　員	北方　妙子
委　　員	高﨑　公惠
委　　員	久留見　昌彦
委　　員	金　　英子
委　　員	渡邊　記子
委　　員	犬伏　　康
委　　員	山本　美咲